

基安発 0521 第 2 号

平成 24 年 5 月 21 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長  
( 公 印 省 略 )

### 印刷業における化学物質による健康障害防止対策について

有機溶剤その他の化学物質は、印刷業はじめ多くの事業場で使用されているが、一部の化学物質については、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）及び有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）で局所排気装置の設置、健康診断、作業主任者の選任等が義務付けられているほか、「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 23 年健康障害を防止するための指針公示第 21 号。以下「がん原性指針」という。）が公表されている。

今般、大阪府内の印刷事業場において、印刷業務に従事した労働者が胆管がんを発症したとする 3 件の労災請求事案がなされたところであり、所轄署においては、労災請求を受けて立入調査を実施するとともに、本省においても専門的観点からの調査を行うこととしている。

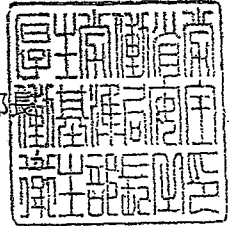
現在までのところ業務との因果関係は不明であり、原因の究明作業中であるが、予防的観点から、労働安全衛生法令及びがん原性指針に基づき、別添のとおり化学物質による健康障害防止対策の適切な実施につき要請したところである。

については、都道府県労働局において、関係事業者に対して化学物質による健康障害防止対策の適切な実施につき指導するとともに、管内印刷業界団体に対しても要請願いたい。

基安発 0521 第 1 号  
平成 24 年 5 月 21 日

日本印刷産業連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部



### 印刷業における化学物質による健康障害防止対策について

有機溶剤その他の化学物質は、印刷業はじめ多くの事業場で使用されていますが、一部の化学物質については、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）及び有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）で局所排気装置の設置、健康診断、作業主任者の選任等が義務付けられているほか、「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 23 年健康障害を防止するための指針公示第 21 号。以下「がん原性指針」という。）が公表されているところです。

今般、大阪府内の印刷事業場において、印刷業務に従事した労働者が胆管がんを発症したとする 3 件の労災請求事案がなされたところです。

現在までのところ業務との因果関係は不明であり、原因の究明作業中ですが、予防的観点から、労働安全衛生法令及びがん原性指針に基づき、下記のとおり化学物質による健康障害防止対策の適切な実施につき要請したく、貴会傘下の会員事業場等に対し周知いただくようお願いします。

#### 記

- 1 事業場で使用しているインク、洗浄剤等について、安全データシート（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 2 による通知等をいう。以下「SDS」という。）によりその化学物質の成分を把握すること。
- 2 上記 1 で把握した成分に特化則の対象物質が含まれる場合には、法及び特化則に基づき、労働者へのばく露防止のため、代替物の使用、局所排気装置等の設置、作業環境測定、特殊健康診断の実施、作業主任者の選任、作業の記録、安全衛生教育

等の措置を確実に講ずること。

- 3 上記1で把握した成分にがん原性指針の対象物質が含まれる場合には、当該指針に基づき、作業工程の改善、局所排気装置等の設置、保護具等のばく露低減化措置、作業環境測定、労働衛生教育及び労働者の把握等を行うこと。
- 4 上記1で把握した成分に有機則の対象物質が含まれる場合には、法及び有機則に基づき、労働者へのばく露防止のため、作業工程の改善、局所排気装置等の設置、一定の場合の呼吸用保護具の着用、作業環境測定、特殊健康診断の実施、作業主任者の選任、安全衛生教育等の措置を確実に講ずること。
- 5 上記2，3及び4に該当するものを除き、1で把握した成分に法第57条及び第57条の2の規定により表示等又は文書の交付等が義務付けられている物質が含まれている場合については、SDSの危険有害性情報に従って、換気、防毒マスクの着用等の自主的なリスクの低減措置を講じるとともに、法第101条の規定により事業場内に表示する等により労働者に周知を行うこと。

# 元従業員4人胆管がん死

## 校正印刷 溶剤原因? 調査へ

西日本の会社

西日本のオフセットに乗り出した。

校正印刷会社の工場  
で、一年以上働いた経  
験のある元従業員のう  
ち、少なくとも5人が  
胆管がんを発症、4人  
が死亡していたこと  
が、熊谷信二・産業医  
科大准教授(労働環境  
学)らの調査で分かっ  
た。作業時に使われた  
化学物質が原因と強く  
推測されるという。遺  
族らは労災認定を求  
め、厚生労働省は調査  
均死亡者数に比べ約6

00倍になった。

熊谷准教授による  
と、同社では91〜03年、  
「校正印刷部門」で1  
年以上働いていた男性  
従業員が33人いた。発  
症当時の5人の年齢は  
25〜45歳と若く、入社  
から7〜19年目だっ  
た。熊谷准教授が今回  
の死亡者数を解析した  
ところ、胆管とその周  
辺臓器で発生するがん  
による日本人男性の平  
均死亡者数に比べ約6

制されていた。熊谷准教授は「これほど高率になると、偶然とは考えられず、業務に起因している。校正印刷会社は他にもあると聞いており調査が必要だ」と話す。

元従業員らが労災認  
定を求めたことについ  
て、会社側は「真摯に  
対応させていただいて  
いる。個人情報なども  
あり、お答えできない」  
と返している。

### 「仕事中吐き気」証言も

「元同僚が同じよう  
ながんで次々死んでい  
る。遺族らは厚  
生労働省に全容の解明  
と被害拡大の防止を求  
めている。  
きっかけは昨年春か  
ら、胆管がんのため40  
歳で死亡した男性の遺  
族らが熊谷准教授に相



熊谷准教授から亡き息子あてに送られた調査協力依頼の手紙を見る母—遺族宅で大島撮影

【河内敏康、大島秀利】  
上島通浩・名古屋市長  
立大教授(労働衛生)

談したとあった。男  
性は両親に「職場は有  
機溶剤が漂い、環境が  
悪い」と言い退職した。  
5年後に胆管がんを発  
症すると、両親に同僚  
が同様の病気で若くし  
死亡していた。  
息子2人を失った母  
親は「これから働く人  
のために病気をなくし  
てほしい」と厚生労働  
省の調査の行方を見守っ  
ている。【大島秀利】

て亡くなっていること  
を明かした。  
熊谷准教授は、男性  
が受け取っていた年貢  
状をもとに、31歳で死  
亡した同僚の兄あてに  
手紙を送って調査の協  
力を依頼。その母親か  
ら電話で「実は、兄も  
弟と同じ会社に勤めて  
いました。4年前に  
46歳で亡くなった。2  
人とも胆管がんでし  
た」と告げられた。  
熊谷准教授が元従業  
員らに当たると、仕事  
中に吐き気がする同僚  
もいたなどの証言も  
出てきた。遺族に病院  
への開示請求などをし  
てもらい、医学資料を  
集めると、5人が胆管  
がんにかかり、4人が  
死亡していた。

### 胆管がん

胆管は肝臓で作った胆汁を十二指腸  
に運ぶ管状(長さ約8cm)の器官。が  
んは上皮からできる。胆管結石との  
関連も指摘されるが、原因は不明。日本人男  
性の年間死亡率は10万人あたり10.5人(05  
年)で、発生率は75歳以上で最も高い。



# 元印刷会社5人胆管がん

## 大阪・4人は死亡 化学物質原因か

大阪府内の校正印刷会社で一年以上働いていた元男性従業員ら33人のうち、少数ながらも5人が胆管がんを患った。熊谷准教授(労働環境学)らの調査でわかった。日本准教授は「業務で使っていた化学物質が原因だと強く推測される。詳しい調査が必要だ」と話している。

熊谷准教授は亡くなった従業員の遺族らから相談を受けて調査。死亡者と同じ校正印刷部門で働いていた男性従業員は少なくとも33人おり、本人や家族らから協力を得られたケースについて病歴などを調べたところ、5人の発症が分かった。5人は25〜45歳で発症しており、入社から発症までの年数は7〜19年。元従業員らの証言では、ほかにも数人、がんによる死亡、発症者がいるという。

正式な印刷の前に仮刷りして色合いや文字などを確認する校正印刷では、印刷機の洗浄を頻繁に行う。この洗浄液に含まれる化学物質は動物実験でマウスにはがんの発生の増加が確認されているが、人間への影響は少ないとされてきた。熊谷准教授は「元従業員らの証言では洗浄作業の際、マスクを使用せず、化学物質を吸い込みやすい環境にあった。化学物質が胆管がんの発症に影響している可能性がある。同様の洗浄液はほかでも使われており、全国的な実態調査を行うべきだ」と話している。

# 胆管がんで4人死亡

## 校正印刷の元従業員 化学物質原因か

関西にある校正印刷会社の工場です。一年以上働いていた元従業員のうち、少なくとも5人が胆管がんを患った。4人が死亡していたことが19日、産業医科大(北九州市)の熊谷准教授(労働環境学)らの調査で分かった。通常と比べて発症率が極めて高く、熊谷准教授は作業時に使われた化学物質が原因となった可能性があるとみている。

熊谷准教授によると、同社の校正印刷部門で1991〜2003年に働いていた男性従業員は計33人。胆管がんは高齢者に多いが、5人が発症したのは25〜45歳で、職場で元従業員が胆管がんで死亡した割合も日本人男性の平均と比べ6000倍を越える高さという。	インクを繰り返し落とすため洗浄剤を大量に使うが、洗浄剤には化学物質「1・2-ジクロロプロパン」「ジクロロメタン」などが含まれていた。2つの化学物質は動物実験で肝臓がんを発症させることが判明している。
校正印刷は本印刷する前段階で色の具合などを調べる。印刷機に付いた	「1・2-ジクロロプロ

パンの規制はなかった。を提供していなかった。職場では換気をしていた。熊谷准教授は「2つの化学物質が胆管がんを発生させた報告例はないが、一部の遺族らは高濃度の暴露が原因と疑った疑いがある」として、調査が調査している。

一部の遺族らは高濃度の暴露が原因と疑った疑いがある」として、調査が調査している。